

企業会計基準第 14 号『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）の解説

企業会計基準委員会 研究員 小堀一英

I はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、平成 19 年 5 月 15 日に、企業会計基準第 14 号『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）（以下「改正会計基準」という。）を公表した¹。改正会計基準は、平成 18 年 3 月 9 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、ASBJ において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものである。

改正会計基準は、複数の事業主により設立された企業年金制度を採用している場合に関する「退職給付に係る会計基準注解」（注 12）の定めを改正したものであるが、本稿では、この改正に至る経緯及び改正の内容について解説を行うこととする。なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見であることを予めお断りしておく。

II 改正の経緯

「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）により、一定の場合に、政府が厚生年金基金に対して交付金を支払うこととされた。これに伴い、ASBJ は、当該交付金に関する母体企業（事業主）の会計処理を明らかにすべく、平成 18 年 10 月 27 日に、実務対応報告第 22 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」を公表している。

この厚生年金基金に係る交付金の会計処理を審議している過程において、総合型の厚生年金基金のような複数事業主制度が退職給付会計基準注解（注 12）に基づく会計処理（いわゆる「例外処理」）を採用する場合について後述するような問題を指摘する意見があったことから、これについても併せて検討することとなった。

具体的な検討は、例外処理を採用する場合における制度間移行等の取扱いと、当該例外処理の適用要件の見直し（開示の拡充の検討を含む。）の 2 つの論点に分けて行われたが、このうち後者に関連して退職給付会計基準の見直しを図ったものが、改正会計基準である²。

¹ 改正会計基準の全文については、ASBJ のウェブサイト

(<http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/taikyu-2/>) で参照することができる。

² なお、前者については、ASBJ から、平成 19 年 2 月 7 日に、改正実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」として公表されている。

Ⅲ 改正の内容

改正会計基準では、企業会計審議会が平成 10 年 6 月 16 日に公表した「退職給付に係る会計基準」（「退職給付に係る会計基準注解」を含む。）のうち、同注解（注 12）「複数事業主制度の企業年金について」（以下「注解 12」という。）が改正されており、具体的な改正点は図表 1 のとおりである。

【図表 1】新旧対照表（変更された箇所は下線で示されている。）

改正前	改正後
退職給付に係る会計基準注解 (注 12) 複数事業主制度の企業年金について <u>総合設立の厚生年金基金を採用している場合のように、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理する。この場合においては、掛金拠出割合等により計算した年金資産の額を注記するものとする。</u>	退職給付に係る会計基準注解 (注 12) 複数事業主制度の企業年金について <u>複数の事業主により設立された企業年金制度を採用している場合において、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、当該年金制度への要拠出額を退職給付費用として処理する。この場合においては、重要性が乏しいときを除き、当該年金制度全体の直近の積立状況（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）及び制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明を注記するものとする。</u>

1. 開示の拡充

(1) 概要

総合設立の厚生年金基金を採用している場合には、実務上、注解 12 に基づくいわゆる例外処理（基金への要拠出額を退職給付費用に計上するのみで、当該年金基金制度に係る退職給付債務に基づく負債が計上されていない処理）が多いなかで、この場合には、改正前の注解 12 では掛金拠出割合等により計算した年金資産の額を注記するものとされていた。一方、例外処理を適用していた企業が、他の確定給付年金制度への移行に伴い退職給付会計基準における原則的取扱いによる会計処理を適用したり、年金制度全体の数理債務が年金資産を上回るような不足が生じている財政状況の下で当該制度から脱退したりした場合には、制度上の積立不足に対する事業主負担分が一時に費用計上されることがあり、掛金

拠出割合等により計算した年金資産の額の注記だけでは十分な開示とはいえないのではないかとの見方があった。

これらの問題については、まず、平成 19 年 2 月 7 日に公表された改正実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」により会計処理に関する一定の指針が示されたが、さらに今回の改正会計基準において、従来の掛金拠出割合等により計算した年金資産の額に代えて、当該年金制度全体の直近の積立状況（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）及び制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明を注記するものとされた（第 2 項、第 9 項本文）。この改正会計基準に基づく注記の一例を示すと、おおむね図表 2 のとおりとなる³。

【図表 2】改正会計基準に基づく注記例

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項	
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（〇〇年〇月〇〇日現在）	
年金資産の額	X, XXX 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	<u>X, XXX 百万円</u>
差引額	<u>△XXX 百万円</u>
(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 [又は加入人数割合あるいは給与総額割合] (自〇〇年〇月〇〇日 至〇〇年〇月〇〇日 [又は〇〇年〇月〇〇日現在])	
	X %
(3) 補足説明	
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 XXX 百万円 [及び繰越不足金 (又は別途積立金) XXX 百万円] である。～以下、省略～	

(2) 留意点

① 積立状況等に関する測定時点

年金制度全体の直近の積立状況として注記される年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額を測定する時点として貸借対照表日とすることも考えられるが、今回求めることとした注記が将来の負担額の見込みに関する目安としての開示であること、また、実務上の便宜を考慮して、年金制度全体に係る積立状況について入手可能な直近時点（貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値による開示を求めることとした。また、制度全体の掛金等に占める自社の割合についても、貸借対照表日時点

³ 実務上の便宜を考慮して、改正会計基準では想定される開示の一例を「参考（開示例）」として示しているため、併せて参照願いたい。

のみならず、期中平均や年金財政計算上の決算日時点などによる適切な割合を用いることができるものとした（第12項）。

②制度全体の掛金等に占める自社の割合

制度全体の掛金等に占める自社の割合には、掛金拠出割合のほかに、制度の加入人数又は制度の給与総額に占める自社の割合も含まれる（第10項）。これらは、当該複数事業主制度に対する自社の関与度合いの推測に資する指標の一つとして開示されるものであるため、それぞれの企業がもっとも合理的と考えられるものを判断した上で注記することになると考えられる。

③重要性が乏しい場合の取扱い

年金制度が自社の財務諸表に与える影響度合いには参加企業ごとに違いがあることを考慮して、重要性が乏しい場合にはこれらの注記を省略できるものとした（第9項なお書き）。なお、これにはすべての注記を省略することのみならず、制度全体の積立状況と自社の割合だけを記載して補足説明を省略することも含まれる。

2. その他の改正

(1)「総合設立の厚生年金基金を採用している場合のように」の削除

退職給付会計基準におけるいわゆる原則法によれば、複数事業主制度であっても、退職給付債務は個々の企業あるいは従業員について計算し、一括管理されている年金資産を合理的な基準で按分したうえで、個々の企業の退職給付引当金を算定することとされている。改正前の記述によると、総合設立の厚生年金基金を採用している場合にはすべて自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないものと解される可能性があるとの指摘があったため、今般の改正に合わせて当該記述は削除することとした。

すなわち、複数事業主制度を採用している場合の年金資産を合理的な基準で按分できるかどうかは、従来より、設立形態ではなく実質で判断すべきものであり、この削除はこれまでの取扱いを変更するものではない。

(2)「当該年金基金への要拠出額」の修正

我が国における複数事業主制度には、連合設立型厚生年金基金や総合設立型厚生年金基金のほか、規約型の確定給付企業年金制度や適格退職年金制度もあるため⁴、「当該年金基金への要拠出額」から「当該年金制度への要拠出額」に修正した。

⁴ もっとも、平成13年の確定給付企業年金法の成立に伴い、適格退職年金は平成24年3月末までに他の企業年金制度等へ移行するか、制度を廃止することとされている。

IV 適用時期

改正会計基準は、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、今回の改正は、複数事業主制度の企業年金に係る将来の負担額の見込みに関するより有用な情報を提供することを目的としたものであるため、早期適用（平成 19 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度への適用）も認められている（第 3 項）。

V おわりに

今回の改正にあたっては、注解12に基づく処理（例外処理）を適用している場合の積立不足がある場合の引当計上の要否についても検討が行われたが、改正会計基準では、これまでの考え方を踏襲し、年金財政計算上の積立不足があっても、通常の場合には、そのことをもって直ちに企業会計原則注解（注18）の引当金の要件に該当するものとはいえないと考えることとされた。ただし、通常と異なる場合、例えば、企業年金制度の解散や企業年金制度からの脱退が見込まれている場合のように、状況によっては、企業会計原則注解（注18）の引当金の要件を満たすことがあり得ることに留意が必要である。

また、将来の負担となる支出の可能性が高い事象がある場合にいかに負債を計上すべきかについてはさまざまな見方があり、退職給付に係る債務に限っても、現在、国際会計基準審議会（IASB）や米国財務会計基準審議会（FASB）において、退職給付会計に関する定めを包括的に見直すためのプロジェクトが進められているところである。我が国においても、必要に応じ、退職給付会計に関する諸論点について検討していくことになると思われる。

以上